

新温泉町行財政改革実施計画

－ 集中改革プラン －



平成18年12月

新温泉町

1 計画策定の趣旨

本町では平成18年12月、将来にわたる強固な財政基盤と住民満足度の高い行政体制を確立するため『新温泉町行財政改革大綱』を策定しました。この大綱の構想達成に向けた改革施策の着実な推進を図るため、実施内容、数値目標などの具体的改革事項を示す「行財政改革実施計画」を策定します。

2 改革推進事項

行財政改革大綱と一体性を確保するため、大綱に基づく5つの基本目標と重点項目の構成とします。

【 実施計画の構成 】

1 住民と行政のパートナーシップの構築

- (1) 行政への住民参加の促進
- (2) 公正の確保と透明性の向上
- (3) 男女共同参画社会の構築

2 健全な財政基盤の確立

- (1) 経費の削減と財政の健全化
- (2) 未利用地等の売却処分等の推進
- (3) 使用料・手数料の適正化
- (4) 税・税外収入確保対策の実施
- (5) 公共工事のコスト縮減
- (6) 公営企業等の経営健全化
- (7) 入札制度の見直し

3 事務・事業の再編・整理

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- (3) 行政評価制度の導入
- (4) 補助金等の整理合理化

4 組織・機構の整備と人事管理の適正化

- (1) 組織・機構の見直し
- (2) 定員管理の適正化
- (3) 給与・手当の適正化
- (4) 人材育成の推進
- (5) 第3セクターの経営評価

5 行政サービスの向上と新時代の行政の推進

- (1) 生活者の視点に立った行政の運営
- (2) 行政手続の簡素化と住民の利便性の向上
- (3) 電子自治体の推進
- (4) よりよい子育て・子どもの育つ環境づくり

3 計画期間

この計画は新温泉町行財政改革大綱に沿って、平成18年度から平成21年度までの4年間とします。

4 推進体制と進行管理

(1) 行財政改革推進本部による徹底した推進体制と進行管理

本実施計画の推進にあたっては、町長を本部長とする新温泉町行財政改革推進本部を中心に全庁的に取り組みます。

また、実効性を高めるため、数値目標及び実施項目の主管課を明確にします。

(2) P D C Aサイクルによる取り組みと計画見直し

実施計画については、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のP D C Aサイクルを確立します。その結果及び状況変化に対応して、ローリング方式による計画の見直しを行います。

(3) 行財政改革推進委員会による検証

行財政改革を住民の視点で実施するため、行財政改革推進委員会が実施状況の検証を行うとともに、提言を行います。

(4) 進捗状況の公表

開かれた行財政改革を行うため、進捗状況を広報、ホームページ等を通じて広く住民に公表し、住民からの幅広い意見や提案を聴くことに努めます。

(5) 実施計画の見直し

本実施計画に定めがないものであっても、大綱及び行財政改革の趣旨に則り必要性のある事業が発生した場合には、柔軟かつ迅速に対応するため実施計画の見直しを行います。

【 次ページ以降の表の見方 】

※単位は千円。

※効果額欄の左の数字は、当該年度における単年度の効果額。

（ ）の数字は、単年度効果額に過年度実施分の継続効果を加えた額。

※合計欄の左の数字は、実施計画期間内における効果額。

（ ）の数字は、実施計画期間内における累積効果額。

1 住民と行政のパートナーシップの構築

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
(1) 行政への住民参加の促進	①審議会等附属機関の公募委員制の導入	住民とともにまちづくりを進めるため、住民参画の対象となる審議会等に公募委員を選任し、住民の参加の拡充を図る。 ・公募委員募集を広報掲載するとともに、公募委員制の導入を住民にお知らせする。 ・審議会等において公募委員を支援する。	H21年度 ・公募対象となる審議会等における委員の10%の選任	・検討後随時実施 〔H18.9.30現在 40機関 委員総数 525人 うち公募委員 11人〕	・継続実施	・継続実施	・継続実施 ・任期満了に伴う改選時に、公募委員を構成比全体で10%以上とする		企画課 関係課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	②住民参加手法の導入と拡充	政策形成過程に住民の意見を聴取するシステムを導入するとともに、住民から意見が出しやすい手法を採用する。 ・パブリックコメント制度の導入 町の基本的な施策・計画の策定、大規模公共事業などを決定する前に、その原案を町民に公表し、住民から出された意見や提言、情報を政策形成に反映していく。「町民政策コメント制度実施要綱」の制定 ・まちづくりアイデアはがきの導入 住民から意見を出しやすい環境をつくり、出された意見、要望を町政に反映させる。寄せられた意見に回答するシステムをつくる。	H18年度 ・導入、実施	・導入、実施 ・広報紙、HPで募集し、回答する。	・継続実施	・継続実施	・継続実施		企画課 関係課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	③議会住民懇談会の開催	要請のある地域を対象に町内各小学校区単位で住民懇談会を開催し、情報を持ち寄るとともに意見交換を実施する。	H18年度 ・検討 H19年度 ・実施（年1回程度）	・実施に向け検討（議員の班分け、実施時期等）	・実施	・継続実施	・継続実施		議会事務局
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	④自治会組織等と行政との連携のあり方の検討	自治組織、任意団体、NPO、ボランティア法人等との連携協力関係の強化、行政と住民との協働による地域づくりを推進する仕組みづくりの観点から連携を取っていく。		・継続実施 ・自治会組織への依頼業務の見直し点検	・継続実施	・継続実施	・継続実施		総務課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	⑤住民のボランティア精神を育む環境づくり	ボランティア関連情報の提供、啓発を行い、清掃活動などボランティア事業に参加しやすい環境を整える。	H19年度 ・段階的に実施	・検討	・実施	・継続実施	・継続実施		関係課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
		住民ボランティアの活用 ・団塊の世代の退職による豊かな技術・能力をボランティア活動に生かすなどのボランティア登録制度をつくる。	H20年度 ・実施	・検討		・実施	・継続実施		関係課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
		・婦人会による子育て家庭推進員等への協力	・子育て家庭推進員等への参加	・実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施		社会教育課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
		・図書館ボランティアの活用 住民参加による、図書館づくりと生涯学習の場の提供のため、図書館ボランティアを育成する。 （H17年度登録者15人）	H21年度 ・登録者40人 （施設ボランティア20人 お話ボランティア20人）	・継続実施 登録者 20人	・継続実施 登録者 30人	・継続実施 登録者 35人	・継続実施 登録者 40人		社会教育課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
		・先人記念館ボランティアの活用 住民参加による、先人記念館の運営及び展示等の協力ボランティア「友の会」を育成する。「友の会」を育成することにより、町の情報発信、まちづくりの拠点施設機能の充実を図る。	H19年度 ・試験的实施 H20年度 ・本格実施	・検討	・試験的实施	・本格実施	・継続実施		社会教育課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
		・観光ボランティアガイドの育成	H20年度 ・育成実施	・調査、検討	・検討、準備	・実施	・継続実施		商工観光課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	⑥住民と協働によるまちづくり	地域住民の協力のもと、道路、河川、公園などの日常管理を行うための制度を整える。地域住民が管理を行うことにより、施設への愛着、地域コミュニティの醸成を図る。 ・地域主体による道路（町道、農道、林道、里道）、河川（水路含む）、公園の機能管理 ・道路・河川への愛護精神の育成	H21年度 ・沿道花かざり団体 7団体を10団体に増やす ・河川愛護アドプトプログラム 6団体を10団体に増やす ・道路除草地区対応 16集落22路線年1回以上を2回以上に増やす	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施		建設課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
(2) 公正の確保と透明性の向上	①情報提供の充実	住民が町政に関心を持ち、町政の情報を的確に伝えるため、さまざまな媒体を活用して情報提供を行う。 ・ホームページの充実 HP作成にあたっては、利用者が見やすい画面で、必要な情報が取り出しやすいシステムづくりを行い、情報発信と記録機能を兼ね備えた内容を目指す。また、各課が直接管理できる体制を整備し、リアルタイムな情報提供によるサービスの向上を図る。 ・CATV（自主放送、文字放送）による情報提供の充実を図る。 ・あらゆる媒体（広報、行政放送、CATV）を活用して迅速な情報提供を実現し、情報バリアフリーを推進する。	H18年度 ・検討 ・段階的に実施 [HP] ①情報バリアフリー（見やすい画面、探しやすい画面づくり）を推進し、週1回以上の更新、を行う。情報アップ職員研修を実施する。各種計画等をPDFファイル化してHPに掲載し、住民が活用できるシステムを確立する。H21年度計画の50%以上を掲載 ②情報公開請求の受付、公共工事入札及び契約結果の公表を行う。	[HP] ①実施 システムの改良 ②検討 [CATV] ③18年9月から文字放送の内容を音声で提供するとともに、新番組「夢ネット情報BOX」で行政情報を提供し充実を図る。	[HP] ①継続実施 ②実施 [CATV] ③継続実施	[HP・CATV] ・継続実施	[HP・CATV] ・継続実施		企画課 CATV室
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	②情報提供と説明責任（出前講座の充実）	出前講座を実施し、行政の取組内容や制度の理解につなげるとともに環境・人権等の啓発を行う。住民に分かりやすく利用しやすい制度となるよう工夫する。	H21年度末 ・講座メニューを各係1以上とし、各1回以上実施する。	・出前講座の開始（39メニュー）、広報等による周知を行う。	・継続実施（メニューを増やす）	・継続実施（メニューを増やす）	・継続実施		企画課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	③会議等の公開	まちづくりを住民と協働して行い、透明な行政を進めるため、会議を原則公開とする。また、会議録を調製し、庁舎や支所に備え付けたり、HPに掲載するなど、意思形成過程の公開に努める。	H18年度 ・随時実施	・審議会等で検討協議（出席者の合意を得る）。その結果により実施する。 ・広報等で会議日程等をお知らせする。	・継続実施	・継続実施	・継続実施		企画課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
(3) 男女共同参画社会の構築	①男女共同参画社会プランの策定	男女共同参画社会プランの策定 ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定する。 ・町内全域での計画推進	H18年度 ・計画策定	・計画策定	・実施	・継続実施	・継続実施		人権推進室
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
	②(仮称)男女共同参画センターの設置	(仮称)男女共同参画センターを設置し、男女共同参画の情報発信、拠点施設とする。	H18年度 ・プラン策定委員会、庁内組織検討委員会で検討	・検討	・検討、準備	・実施	・継続実施		人権推進室
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
	③審議会等附属機関への女性委員の登用	女性の意見や視点をまちづくりへ反映させるため、審議会等への女性委員の登用を行う。ポジティブアクションとして、幅広い人材の登用を進める。	H21年度末 ・一方の性が30%を下回らない委員構成の実現	・実施 〔H18.9.30現在 40機関 委員総数525人 うち女性110人 20.95%〕	・改選時に実施 24%	・改選時に実施 27%	・改選時に実施 30%		人権推進室
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	

2 健全な財政基盤の確立

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
(1) 経費の削減と財政の健全化	①財政計画、行財政状況の策定及び公表	持続可能で健全な財政基盤を確立するため財政計画を策定し、公表するとともに、バランスシート、行政コスト計算書等を広報、HPを活用して住民にわかりやすく公表する。	H18年度 ・財政計画の策定、公表 ・年2回の財政状況の公表 ・毎年決算状況の公表 ・毎年バランスシートの公表	・財政計画の策定、公表 ・財政状況書広報掲載 ・決算状況広報掲載 ・バランスシート作成・公表	・財政計画見直し公表 ・財政状況・決算状況・バランスシート公表	・財政計画見直し公表 ・財政状況・決算状況・バランスシート公表	・財政計画見直し公表 ・財政状況・決算状況・バランスシート公表		総務課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	②健全財政の確保	経常収支比率、財政調整基金残高、実質公債費比率、起債制限比率の数値目標を設定する。 また、公債費負担を適正化するため、合併特例債の有効活用を図る。計画的な起債発行、発行総額の抑制を図る。	H21年度 ・経常収支比率90%未満 ・財政調整基金残高を標準財政規模の5%以上 ・実質公債費比率18%未満 ・起債制限比率14%未満	・適債性を考慮し、有利起債を発行 ・経常収支比率 93.6% ・財政調整基金残高 442百万円 ・実質公債費比率 17.8% ・起債制限比率 15.0%	・継続実施 ・経常収支比率 90.4% ・財政調整基金残高 474百万円 ・実質公債費比率 17.7% ・起債制限比率 14.9%	・継続実施 ・経常収支比率 89.2% ・財政調整基金残高 500百万円 ・実質公債費比率 16.7% ・起債制限比率 14.3%	・継続実施 ・経常収支比率 89.8% ・財政調整基金残高 350百万円 ・実質公債費比率 14.4% ・起債制限比率 13.3%		総務課
		〔 H17年度 ・経常収支比率 92.9% ・財政調整基金残高 162百万円 ・実質公債費比率 16.0% ・起債制限比率 14.3% 〕		－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	③財政計画上の事業の抜本的見直し	投資的事業を抜本的に見直し、抑制を行う。	・財政計画計上事業以外の事業化抑制及び総額抑制	・各課予定事業ヒアリング実施及び結果の次年度予算への反映	・事前事業評価 ・事中評価	・継続実施	・継続実施		総務課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	④行政評価を活用した予算編成	・行政評価に基づいた成果主義への転換を図る。 ・特別会計への繰出金の見直しを行う。	・H20年度からの行政評価制度導入に伴い、編成方法改革	・行政評価試行	・行政評価試行 ・特別会計繰出し基準の見直し	・行政評価結果に基づく次年度予算編成	・継続実施		総務課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課		
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計			
	⑤通常経費の削減	経常経費の一層の削減を図る。 ・委託業務の見直し ・経費節減マニュアルの作成 ・物件費の節減（事務機リースの複数年契約、節電など） ・通信運搬費の節減	H18年度 ・委託内容の見直し、随時実施 H21年度 ・医師会福祉協力費の段階的削減 H20年度 ・H16年度基準で△10%、以降据置き	物件費の節減 ・必要消耗品等の総量を把握し一括見積により単価抑制を行う。 ・ISO14001の取組みを開始し、節電や物品の節約を実施する。 ・事務機器リース料、保守点検料をはじめ入札制度の適用拡大	物件費の節減 ・事務機器のリース期間を確認し更新時期統一に向け調整し入札制度の適用拡大を図る。 ・ISO14001の取組範囲を拡大し節電、節約等の取組みを徹底する。	・継続実施	・更なる削減検討		総務課 関係課		
				232,872 (232,872)	38,000(270,872)	93,816(364,688)	△7,388(357,300)	357,300 (1,225,732)			
		・町単独土地改良・施設改良事業を農業振興事業に移行することにより、事業費を抑制する。	H18年度 ・実施	・実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施			農林水産課	
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）			
		(2) 未利用地等の売却処分等の推進	①町有財産の総点検と未利用地等の売却処分等	町有地、施設の利用状況調査と活用方法の検討を行う。利用計画のない遊休地については、計画的な処分を推進する。 ・町有財産の貸付による収入増を図る。 ・未利用地の売却処分 ・借地の目的、効果を検証し、廃止を含めた検討を行う。	H18年度 ・調査 H19年度 ・利用計画策定、実施	・町有地、借地、施設の状況調査を実施する。 ・一部実施	・町有地等の利用計画を策定し計画に基づき、売却、貸付等有効活用を図る。	・継続実施	・継続実施		総務課
						72,400 (72,400)	49,600 (49,600)	88,000 (88,000)	28,700 (28,700)	238,700 (238,700)	
②住宅造成事業の未売却区画の販売	未売却区画（3区画）の販売促進を行う。		H20年度 ・完売	・実施（1区画）	・継続実施	・継続実施（2区画）	－		建設課		
				6,603 (6,603)	－（－）	11,335 (11,335)	－（－）	17,938 (17,938)			
(3) 使用料・手数料の適正化	①不均一となっている料金等の一元化		合併により地域により異なる使用料については、負担公平の原則と住民の一体性の確保のため、早期に一元化する。 ・下水道使用料の見直し 下水道使用料の早期の一元化 ・水道使用料の見直し 浜坂地域簡易水道使用料一元化 上水道・簡易水道使用料の早期の一元化	H22年度 ・下水道使用料の一元化実施 H23年度 ・上水道・簡易水道使用料の一元化実施	「(6) 公営企業等の経営健全化」欄を参照					下水道課 水道課	
					－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）		
	②各使用料・手数料の見直し方針策定	行政サービスの原価を再検証しつつ、適正な受益者負担の観点から使用料・手数料の額を見直す方針を策定する。定期的に見直しルール化の定着を図る。減免基準の見直しを行う。 また、方針に基づいて、各部署において料金改正を検討、実施する。	H19年度 ・方針作成 ・減免基準の見直し	・検討	・方針作成	・実施	・継続実施		企画課		
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）			

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
	③各使用料・手数料の見直し	ごみ手数料の見直し ごみ手数料をごみ減量化を推進する観点で見直す。	H21年度 ・実施	・調査検討	・料金改定の検討	・料金改定の検討 ・条例改正	・実施		町民課
				－（－）	－（－）	－（－）	19,000 (19,000)	19,000 (19,000)	
		敬老祝福事業手数料の廃止 敬老祝福事業における祝品配布手数料を廃止する。	H18年度 ・連合自治会及び民生委員児童委員連絡協議会と協議 H19年度 ・手数料の廃止 ・民生委員に依頼	・検討、協議	・手数料(報償金)廃止	・継続実施	・継続実施		福祉課
				－（－）	212 (212)	－（212）	－（212）	212 (636)	
		施設ごとに異なる体育施設使用料、使用規定等を、施設の現状やコスト等を考慮して見直し、適正な料金に一元化する。 ・指定管理施設を含めてスポーツ施設使用料の標準化・見直し	H18・19年度 ・地域間ごとの格差を是正検討・調整 H20年度 ・見直し実施	・検討 ・指定管理者との調整 ・関係課との検討・調整	・指定管理者との調整 ・関係課との検討・調整 ・調整結果の周知 ・条例改正等の準備	・見直し実施	・継続実施		社会教育課 商工観光課
					－（－）	400 (400)	－（400）	400(800)	
	受益者負担の適正化、公平性の観点から適宜見直しを行う。 ・健診自己負担の見直し	H20年度 ・実施	・検討	・見直し実施	・実施	・継続実施		健康課	
			－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）		
	先人記念館の料金徴収の見直し 平成17年度まで無料入館券を配布し運用上町民の無料化を行ってきた。平成18年度から無料入館券の配布を中止し、先人記念館維持管理経費の内、光熱水費、電話料等相当額の入館料を確保する。また、平成17年度無料入館時代の入館者数復元を目指す。 ・先人記念館の有料化の検証 （H17年度年間入館者数：10,975名 年間入館料：536,760円）	H18年度 ・無料入館券の配布中止 ・入館料53.6％増	・先人記念館町民無料化撤廃 年間入館者数：7,000名 年間入館料：800千円	・年間入場券制度の実施 年間入館者数：8,000名 年間入館料：900千円	・年間入場券・継続実施 年間入館者数：9,000名 年間入館料：1,000千円	・年間入場券・継続実施 年間入館者数：10,000名 年間入館料：1,100千円		社会教育課	
			270 (270)	100 (370)	100 (470)	100 (570)	570 (1680)		
④各種大会・講座等の参加費の徴収	受益者負担の適正化、公平性の観点から、各種大会・講座等の参加費の徴収を検討する。	H19年度 ・随時実施	・参加費・受講料等の見直しを検討	・見直し結果により参加料・受講料を徴収	・継続実施	・継続実施		社会教育課 関係課	
			－（－）	40 (40)	－（40）	－（40）	40 (120)		
(4) 税・税外収入確保対策の実施	①町税収納率の向上	徴収対策の強化、滞納整理の促進によって収納率を上げる。 ・納税相談、啓発活動の充実 ・徴収体制の強化 ・滞納者情報の共有、徴収手続の整合 ・滞納者への早期対応、臨戸徴収の強化 ・特別徴収の実施(強化月間 5月、8月、12月) ・口座振替制度の推進 ・滞納者への行政サービス制限を検討(H17年度町税 現年課税分 97.5%)	H18年度 ・徴収率 町税現年課税分98％ ・税外収入の徴収体制強化を合わせた徴収体制の検討	町税 現年課税分 98.0％ ・徴収体制の強化検討	町税 現年課税分 98.0％ ・関係課で徴収体制の検討 ・行政サービス制限の検討	町税 現年課税分 98.0％ ・関係課で徴収体制の検討 ・行政サービス制限の検討	町税 現年課税分 98.0％ ・関係課で徴収体制の検討 ・行政サービス制限の検討		税務課
				7,600 (7,600)	－（7,600）	－（7,600）	－（7,600）	7,600 (30,400)	

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
	②法人税の確実な賦課	法人税の課税客体を確実に把握して賦課する。	H18年度 ・実施	・実施 1,300 (1,300)	・実施 － (1,300)	・実施 － (1,300)	・実施 － (1,300)	1,300 (5,200)	税務課
	③特別減免制度の廃止、既存税率等の見直し	政府登録旅館の減免措置及び減免条例の見直しを行う。	H22年度 ・廃止	・検討	・既存税率見直し検討 ・減免措置廃止検討	・継続して検討	・継続して検討		税務課
				－	1,351 (1,351)	－ (1,351)	773 (2,124)	2,124 (4,826)	
	④新たな財源の確保等	新たな目的税の導入、広告掲載による収入確保など新たな財源確保対策を検討する。 ・特別税の創設の検討		・検討	・検討	・検討	・検討		税務課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
		・広報、封筒、CATV等における広告料の導入を検討する。	H18年度 ・検討、随時実施	・検討、可能なものから随時実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施		企画課
				－ (－)	100 (100)	－ (100)	－ (100)	100 (300)	
		・CATV事業におけるインターネット、CS等の加入を促進する。	H21年度 ・温泉地域ネット加入500件	・インターネット加入420件	・インターネット加入450件	・インターネット加入480件	・インターネット加入500件		CATV室
				－	1,008 (1,008)	1,008 (2,016)	672 (2,688)	2,688 (5,712)	
(5) 公共工事のコスト縮減	①公共工事コスト縮減に関する行動計画の策定と実施	コスト縮減チェックマニュアルを配布し、公共工事におけるコスト縮減を図る。	H18年度 ・検討 H19年度 ・配布・実施 ・コスト削減10%	・検討	・検討、配布・実施	・継続実施	・継続実施		建設課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		
(6) 公営企業等の経営健全化	①下水道事業の経営健全化	下水道事業経営計画の策定 ・現状の課題把握や将来予測を行い、企業会計を見据えた下水道事業経営計画を策定する。	H18年度 ・計画策定	・下水道事業経営計画の策定 ・企業会計を見据えた作業内容の把握及びスケジュールを策定する。	・継続実施	・継続実施	・継続実施		下水道課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
		下水道料金の一元化 ・下水道料金の見直しを行い、合併により不均一になっている下水道使用料等の一元化を早期に行う。不均衡を解消し、下水道会計の健全運営に努める。	H21年度 ・料金改定を行い、不均衡を解消する。 H22年度 ・料金の一元化実施	・庁内で調査検討	・排水需要計画及び料金統一案の作成 ・料金改定に向けた審議会の立ち上げの準備	・作業を継続 ・料金改定の素案を作成 ・審議会の設置 ・審議会での問題点をフィードバックし整理 ・審議会での内容を住民及び議会に報告	・審議会を継続 ・料金の統一化(まとめ) ・条例改正		下水道課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
		下水道接続率の向上 住民への啓発を積極的に行い、水洗化の促進を図る。	H21年度 接続率 ・浜坂地域83% ・温泉地域66%	・浜坂地域 80% ・温泉地域 60%	・浜坂地域 81% ・温泉地域 62%	・浜坂地域 82% ・温泉地域 64%	・浜坂地域 83% ・温泉地域 66%		下水道課
				26,000 (26,000)	3,000 (29,000)	3,000 (32,000)	3,000 (35,000)	35,000 (122,000)	
		施設の効率的な管理を行い、維持管理経費の低減を図る。 ・委託業務の入札 ・薬品の入札		・処理施設委託業務の入札実施	・薬品等の入札実施	・処理施設委託業務の入札実施	・薬品等の入札実施		下水道課
				12,000 (12,000)	200 (12,200)	3,000 (15,200)	100 (15,300)	15,300 (54,700)	

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
	②水道事業の経営健全化	中期経営計画の策定に基づき民間委託等経常経費の削減を図る。	H19年度 ・中期経営計画の策定 H23年度 ・浄水場クリプトスポジウム対策等の実施	・計画検討 ・経費削減 800 (800)	・中期経営計画の策定 ・継続実施 200 (1,000)	・継続実施 － (1,000)	・継続実施 － (1,000)	1,000 (3,800)	水道課
		水道使用料の見直し ・浜坂地域簡易水道使用料一元化 ・上水道・簡易水道使用料の早期の一元化を行う	H18年度 ・浜坂地域簡易水道一元化 H23年度 ・水道料金の一元化	[浜坂地域簡易水道] ・実施 － (－)	・水道料金の一元化の検討 － (－)	・水道料金の一元化の検討 － (－)	・水道料金一元化の料金改定検討委員会設置 － (－)	－ (－)	水道課
		使用料徴収において自主財源確保のため法令に基づき公平な徴収を図る(徴収率の向上)。 ・徴収率の向上	H18年度 ・水道使用料現年度徴収率の目標99% H23年度 ・料金改定の実施	・水道使用料現年度徴収率98.5% 510 (510)	・水道使用料現年度徴収率99% 5 (515)	・水道使用料現年度徴収率99% － (515)	・水道使用料現年度徴収率99% － (515)	515 (2055)	水道課
	③公立浜坂病院の経営健全化	地方公営企業法全部適用の検討 経営計画の策定及び実施計画の策定に基づき、効率的で計画的な経営改革を実施するため、公営企業法を全部適用し、業務執行権及び代表権を有する(担当事務は①内部組織の設置②職員の任免・給与等の身分取扱③予算の原案作成④資産の取得・管理・処分⑤契約の締結⑥労働協約の締結などの権限)管理者を設置する。	・公立浜坂病院医療体制検討委員会の方向性により、公営企業法の全部適用を検討する。	・検討 － (－)	・委員会の大綱に基づき、全適の可能性を検討する。 － (－)	※全適が有効となった場合の準備 ・病院事業管理者の事前配置 ・公営企業法全部適用に向けた規定等の法整備 － (－)	・公営企業法の全部適用の実施 － (－)	－ (－)	公立浜坂病院
		レセプト点検強化による医療費の適正化 ・毎月の診療報酬減算の減点率を0.2以下になるようレセプトの点検強化を図る。 〔 H17年度最高 0.15 最低 0.53 平均 0.27 〕	・毎月の減点率の検証を実施し、最終の年間減点率を0.2以下にする。	・年間平均0.2以下 5,510(5,510)	・継続実施 － (5,510)	・継続実施 － (5,510)	・継続実施 － (5,510)	5,510 (22,040)	公立浜坂病院
		職員の適正配置 ・法律による人員配置基準を遵守しながら、医療技術員は効率の良い人員とするため、正規職員の退職後の補充は不補充とする。	・医療技術員の退職者不補充。	・検討 効果額は、「4 組織機構の整備と人事管理の適正化 (2) 定員管理の適正化」欄に合算して記載	・検討 効果額は、「4 組織機構の整備と人事管理の適正化 (2) 定員管理の適正化」欄に合算して記載	・検討 効果額は、「4 組織機構の整備と人事管理の適正化 (2) 定員管理の適正化」欄に合算して記載	・医療技術職退職1名 不補充 効果額は、「4 組織機構の整備と人事管理の適正化 (2) 定員管理の適正化」欄に合算して記載		公立浜坂病院
		臨時職員の削減 ・臨時職員は、業務の性質から真に必要な職種のみとし、一般事務等の臨時職員は減員する。	・一般事務に対する臨時職員を全て削減する。 平成18年度 0人	・臨時事務員 2人減 4,218(4,218)	・検討 － (4,218)	・検討 － (4,218)	・検討 － (4,218)	4,218 (16,872)	公立浜坂病院
		現状の機能に即した診療体制の確保 ・経営のスリム化を図るため、実態に応じた診療体制の確保に努める。	・入院機能をたえず現実の受入態勢に合わせた機能とする。 病棟数の調整 2⇒1 看護師配置 削減 看護補助員の削減	・病棟数2 (110床)⇒1(55床) 看護師50人⇒41人 補助婦 6人⇒3人 6,594(6,594)	・見直し － (6,594)	・見直し － (6,594)	・見直し － (6,594)	6,594 (26,376)	公立浜坂病院

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
		地域医療検討委員会を設置し、診療所を含めた地域医療問題を検討する ・公立浜坂病院医療体制検討委員会を設置し、新温泉町の医療を守るため公立浜坂病院の医療体制について調査検討を行い大綱を策定する。	H18年度 ・大綱を策定し、結論に従って迅速に実行する。	・公立浜坂病院医療体制検討委員会を設置し、大綱を策定する。	・大綱に基づき、実施	・継続実施	・継続実施		公立浜坂病院
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
(7) 入札制度の見直し	①公共工事の入札・契約制度の改善	入札から契約までの事務処理の簡素化を図るとともに、業者格付け、発注基準、指名基準を見直す。また、地元業者育成と競争性の向上に努める。	H18年度 ・入札関係要綱の見直し	・財務規則との整合を図りつつ入札関係要綱等の見直しを行う。	・継続実施	・継続実施	・継続実施		総務課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	

3 事務・事業の再編・整理

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
(1) 事務事業の見直し	①各種団体の調整・統一と見直し	団体の機能強化、内容の充実の観点から、設置目的が同じ複数の団体に対して統一することを支援する。							
		・浜坂町連合自治会と温泉町区長協議会	H19年度 ・統一	・統一に向けて協議	・新温泉町自治連合会設立	・継続実施	・継続実施		総務課
		・婦人会(新温泉町婦人会を立上げ、両地域婦人会が行ってきた事業のうち、合同でできるものから随時合同で行っていく)	H18年度 ・統一	・新温泉町婦人会設立	・可能なものから随時合同で行っていく	・可能なものから随時合同で行っていく	・可能なものから随時合同で行っていく		社会教育課
		・畜産振興団体の統合による事業協議団体窓口の一本化、事業一元化	(H17年度新温泉町畜産振興会設立 108戸、884頭)	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施		農林水産課
		・農業振興団体の統合による事業協議団体窓口の一本化、事業一元化	H19年度 ・統一、新温泉農会長協議会設立	・協議会設立の協議・継続	・新温泉農会長協議会設立・統一	・継続実施	・継続実施		農林水産課
		・林業振興団体の統合による事業協議団体窓口の一本化、事業一元化	H19年度 ・再編統合	・統合(再編)に向けて協議 ・統一事業(合同研修)の実施	・統合(再編)の実施 ・統一事業の拡大	・継続実施	・継続実施		農林水産課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
		・消防団の組織見直し 実数と条例定数との整合性を図る。	H19年度 ・実施	・検討、条例改正	・実施	・継続実施	・継続実施		町民課
					540(540)	－ (540)	－ (540)	540 (1,620)	
	②各種事業(大会、イベント)の調整・統一	町民の一体性の醸成、事業効果の向上、経費節減の観点から、旧町単位で実施している各種事業(大会、イベント等)の調整を行い、統一実施していく。 ・公民館講座 ・スポーツ大会 ・戦没者追悼式 ・その他	H18年度以降 関連団体との協議を進めて検討し、順次統合、実施する。	検討・調整、実施 ・恒久平和祈念式として統一	・関連団体との類似大会の調整、整理	・見直し実施	・見直し実施		社会教育課 福祉課 関係課
				－ (－)	30 (30)	250 (280)	－ (280)	280 (590)	
	③事務の徹底した効率化	住民に信頼される行政をさらに推進し、ミスのない的確な事務執行を行うため、全庁的な総点検に取り組み、事務処理におけるチェック体制の強化に取り組む。		・事務執行におけるチェック機能の強化、決裁の仕組みの整備	・継続実施	・継続実施	・継続実施		総務課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
	④行政資料の見直し	・各戸配布資料の必要性を検討し、広報誌への統合などを行う。 ・住民の視点でわかりやすい表現、見やすく誤りのない紙面づくりを行う。 ・パンフレット等の目的、必要性を検証して経費の節減に努め、整理・統合を進める。町勢要覧等各種パンフレットを有料配布することを検討する。		・行政資料の見直検討。 お知らせ版の活用。文書のチェックに努める。 ・有料配布の検討	・継続実施	・継続実施	・継続実施		企画課 関係課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	⑤公用車の効率的管理	公用車の効率的な運用を行い、台数を削減する。 ・マイクロバスの使用基準を定める。		・マイクロバスの使用基準を検討 ・公用車の台数検討	・マイクロバスの運用基準制定、実施	・継続実施	・継続実施		総務課
				－（－）	200 (200)	200 (400)	200 (600)	600 (1200)	
	⑥職員の積極的取り組みの推進	職員一人一改善運動「提案」の取り組み ・職員一人ひとりが問題意識を持ち、事務の能率化を図るために、事務事業の改善に対する提案を行う。	H20年度 ・1係1提案	・提案制度の導入 1課1提案	・継続実施	・継続実施 1係1提案	・継続実施		企画課
				50 (50)	－ (50)	－ (50)	－ (50)	50 (200)	
		庁内ワーキングにおける委員の公募 ・まちづくりに熱い情熱を持つ職員を養成するため、ワーキングを設立するにあたり、庁内公募により委員（職員）を選任する。	H18年度 ・庁内のワーキング組織に段階的に適用	・総合計画ワーキングにおいて実施	・庁内のワーキング組織に適用	・継続実施	・継続実施		企画課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	⑦選挙投票区の見直しと若者が行きやすい投票所づくり	・小規模な投票区の統合再編 ・投票時間の見直し ・若者が行きやすい投票所づくり	H19年度 ・段階的に実施	・投票区及び投票時間の見直しを検討 ・投票に行きやすい投票所づくり検討	・地域等を含めた投票区の見直しを検討 ・投票参加呼びかけ ・投票に行きやすい投票所づくり検討、できるものから実施	・検討の結果により実施	・継続実施		総務課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	⑧事業の見直し	浜坂残土処分場の管理運営のスリム化 ・管理棟トラックスケールの管理年限を設定 ・経営の合理化	H21年度 ・トラックスケール廃止 ・借地の早期精算 （第1処分場－19年度）	・検討結果により実施	・検討結果により実施 ・第一処分場の借地精算	・検討結果により実施	・トラックスケールを廃止し、代替方法により実施		建設課
				－（－）	－（－）	270（270）	－（270）	270（540）	
		地域主体の土地改良施設改良事業への転換 ・土地改良施設改良事業において、従来の町単独事業を見直し、地域住民自らが事業主体になり、施設の改良・維持を行える農業振興事業へ移行する。	H18年度 ・実施	・実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施		農林水産課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	⑨診療所の将来の方向付け	4つの診療所の今後のあり方と個性化を発揮する取組みを行う。 ・利用者の状況分析と利用者の増加につながる運営(出かける(往診)割合を高める) ・毎月、生活習慣病等を対象とした健康講座と健康指導の実施		・検討	・積極的な往診(出かける診療) ・健康講座・健康指導の実施	・継続実施	・継続実施		健康課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	⑩医療費の適正化	医療費適正化を図るため、40歳代～50歳代の健診受診を高め、生活習慣病予備群に対する保健指導、保健教育を徹底する。また、レセプト点検・分析を強化する。	・医療費に占める生活習慣病の割合を30%以下とする。	・検討	・健診結果により生活習慣病予備群のピックアップ ・40歳代～50歳代への健診受診勧奨を行う。	・健診結果により生活習慣病予備群のピックアップ ・40歳代～50歳代への健診受診勧奨を行う。 ・保健指導・健康教室の実施	継続実施		健康課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
(2) 民間委託等の推進	①公の施設の適正管理	財産台帳に基づき現状を把握するとともに利活用計画を策定する。 また、公の施設については、民間等の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図るため、可能な限り指定管理者制度に移行する。	H18年度 ・旧管理委託制度を適用し、管理を外部に委託している施設については、直営が適切なものを除いて指定管理者制度を適用する ・その他の施設については、順次活用を検討する。	・財務規則に基づく財産の管理区分に従い利活用計画を集約する。 ・指定管理者制度の対象となる公の施設163施設 指定管理33施設 譲渡施設29施設 直営・検討施設101施設	・利活用計画に基づき、指定管理者制度への移行を推進する。	・継続実施	・継続実施		総務課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	②民間委託等の検討	町が業務の運営に対して直接関わるべきかどうかなど関与のあり方、サービス水準や費用対効果等の観点から検証して、業務の民営化・民間委託等を検討する。公共性、サービス水準が確保され、経済性が期待でき、安定的に供給できるなどの基準で民営化等を行い、経費削減に努める。	H20年度 ・計画策定	業務の洗い出し、検討	検討	計画策定	順次実施		企画課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	③住民との協働と民間活力の導入	合併前から引き継いで実施している類似イベントを精査し、統合するとともに、地域づくりにつなげるイベントになるよう運営を住民・民間主導に移行する。	H18年度 段階的に実施	・検討 ・段階的实施	・検討 ・段階的实施	・段階的实施	・段階的实施		関係課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
(3) 行政評価制度の導入	①行政（事務事業）評価の実施	事務事業を「PLAN、DO、CHECK、ACTION」のマネジメントサイクルで評価、検証を行うシステムを構築し、評価結果を予算、計画の進行管理に活用するとともに、住民に公表する。組織的運用と強力な推進体制を確立する。また、外部審査機関の設置を検討する。	H18年度 ・試行 H20年度 ・本格稼動	・事務事業評価の導入、試行	・制度の改良 ・継続実施	・本格稼動	・継続実施		企画課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
(4) 補助金の整理合理化	①補助金等の見直し	「補助金の整理合理化方針」を策定し、旧町の類似団体・事業に対する補助金交付基準を統一する。 補助金の見直しにあたっては、ゼロからの視点で、事業の公益性、必要性、効果等の点検を行い、整理合理化方針に基づき、廃止・削減・終期の設定・継続の4区分に整理合理化する。	H18年度 ・補助金整理合理化方針の策定 H21年度末 ・14％の削減（一般財源ベース）	・補助金整理合理化方針の策定、方針に基づく見直し （109件）	・継続実施 ・補助金6.8％の削減 廃止 22件 （うち科目変更6件） 削減 37件 終期 8件 継続 42件	・継続実施 ・補助金7.7％の削減	・継続実施 ・補助金14.4％の削減		総務課 関係課
				6,754 (6,754)	16,835 (23,589)	2,318 (25,907)	16,478 (42,385)	35,568 (98,635)	
	【再掲】 ②補助団体の整理統合	旧町単位で設置している団体で、共通する目的をもった団体は、町の一体性を確保するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら統合に向けた調整に努める。 ・観光協会、商工会の合併	〔観光協会・商工会〕 H20年度に統合 〔その他〕 早期の統合に努める。	観光協会の一体化を目指し観光振興協議会設立。 各商工会理事会の合併合意により促進協議会立上げ。	商工会合併協議会立上げ	商工会合併、観光協会の一体化			商工観光課 関係課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	③補助団体等の自立支援	補助団体の自主自立運営を支援し、町が行っている団体の事務を見直す。	H21年度の実施に向け総合的に調整する。	・段階的实施	・継続実施	・継続実施	・完全実施		関係課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	

4 組織・機構の整備と人事管理の適正化

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
(1) 組織・機構の見直し	①組織・機構の再編	定員削減を前提としつつ組織のスリム化と職員の横断的活用、住民に分かりやすい組織の視点で、総合的な再編成を行う。 ・将来を見通した（総合計画の実施）組織への移行 ・係の再編・見直し ・収納事務の一元化の検討	H18年度 ・検討 H19年度 ・段階的に実施 H20年度 ・実施	・庁内検討委員会で検討	・継続検討 ・例規の整備	・検討結果により実施	・検証		総務課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	②支所組織の見直し	地域振興と住民の利便性を考慮しながら、支所機能の再点検、効率化を図る。 ・本庁と支所との機能、権限、責任分担を明確化し、住民対応の改善を図る。 ・一部業務を本庁へ移行するなど、課の整理統合を図る。	H18年度 ・検討、段階的に実施 H20年度 ・実施	・庁内検討委員会で協議 ・支所移転に伴い窓口業務の集約	・継続検討 ・例規の整備	・検討結果により実施	・検証		総務課 振興課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
(2) 定員管理の適正化	①定員適正化計画の策定と計画に基づいた職員数の適正化	事務事業の整理統合などを総合的に考慮した定員適正化計画を策定し、計画に基づいた職員数の適正化を図る。 業務量を的確に把握し、業務量に応じた職員を適正配置することにより、効率的な行政運営を行う。 (平成17年度10人の削減)	H18年度 ・計画策定 H22年4月1日 ・合併時(374人)に対して12.0%(45人)の職員削減	・定員適正化計画の策定 ・採用抑制（一般行政職の退職者不補充）	・計画に基づき実施 ・採用抑制（一般行政職の退職者不補充）	・継続実施 ・採用抑制（一般行政職は退職者の1/3の補充、技能労務職は不補充）	・継続実施 ・採用抑制（一般行政職は退職者の1/3の補充、技能労務職は不補充）	H22年度 採用2人	総務課
				14人の削減	10人の削減	1人の削減	12人の削減		
				41,226（41,226）	63,819（105,045）	102,689（207,734）	△2,853（204,881）	204,881(558,886)	
	②退職勧奨制度等の推進	町独自の退職勧奨制度を推進する。 職員の年齢構成が高齢層に偏っているため、管理職定年制（降任制）などを創設することを検討し、若い職員の登用、新規採用を進める。	H18年度 ・退職勧奨制度の実施	・退職勧奨の実施 （管理職及び勤続20年以上50歳以上の職員）	・継続実施	・継続実施	・継続実施		総務課
				効果額は、上段の「①定員適正化計画の策定と計画に基づいた職員数の適正化」欄に合算して記載					
	③定員外職員の配置見直し	定員外職員（嘱託・臨時）の必要性、配置基準等を見直す。 嘱託、臨時職員の処遇を適正化する。 (H17年度172人)	H18年度 ・見直し、実施	・検討、実施 23人の削減	・継続実施	・継続実施	・継続実施		総務課
				49,332(49,332)	－(49,332)	－(49,332)	－(49,332)	49,332(197,328)	

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
(3) 給与・手当等の適正化	①給与体系の見直し	国・県の給与制度改革に準じて、給与改定を行う。 年功的な給料上昇を抑制し、職務・職責に応じた給料表構造に変更する。	H18年度 ・給料表の水準を平均4.8%引き下げ ・55歳以上については昇給幅を半分抑制	・給料表平均4.8%の引下げ。昇給幅の抑制。 ・給料表構造の変更	・継続実施	・継続実施	・継続実施		総務課
				48,806 (48,806)	－ (48,806)	－ (48,806)	－ (48,806)	48,806 (195,224)	
	②各種手当の見直し	特殊勤務手当について、制度の趣旨等をふまえて社会情勢や業務内容の変化にあうものかどうかの総合的な点検を行い、その必要性、妥当性を検討する。その他の諸手当についても支給内容の妥当性の点検を行う。 ・調整手当の廃止 ・管理職手当の見直し ・特殊勤務手当の見直し ・時間外勤務手当の縮減（ノ残業デーの徹底） ・寒冷地手当の段階的廃止	H18年度 ・調整手当の廃止 H22年度 ・寒冷地手当の完全廃止	・調整手当の廃止 ・管理職手当の減額（2%削減） ・寒冷地手当の段階的廃止 ・特殊勤務手当の見直し検討	・継続実施	・継続実施	・継続実施		総務課
				65,571 (65,571)	－ (65,571)	－ (65,571)	－ (65,571)	65,571 (262,284)	
	③新たな任用制度の導入の検討、勤務形態の弾力化の検討	再任用職員、任期付職員の必要性の検討	H21年度 ・実施	・検討	・検討	・検討	・検討結果により実施		総務課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
(4) 人材育成の推進	①人材育成基本方針の策定	人材育成基本方針を策定し、職位や能力期に応じた人事制度・研修制度・職場管理を行う。職員の資質能力の向上を図る。 ・人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成基本方針を策定する。	H18年度 ・策定	・計画策定	・実施	・継続実施	・継続実施		総務課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
	②計画的な職員研修制度の構築と職員の意識改革	人材育成基本方針に基づき、職員研修計画を策定する。多様な研修を実施するとともに、一般・専門研修を一元管理するシステムをつくる。 ・所属内研修（OJT）の充実 ・資格や専門知識を有する職員の採用や育成 ・接遇、人権研修の実施	H18年度 ・計画策定 ・実施	・職員研修計画の策定 ・計画に基づく研修の実施	・継続実施 ・接遇指導者の育成	・継続実施	・継続実施		総務課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
	③人事評価制度の導入	行政評価と連動させた人事評価制度を導入し、勤務実績を反映した制度の運用を図る。 評価結果を職員にフィードバックして指導を行うことで人材育成を図る。	H19年度 ・管理職を対象に実施 H20年度 ・全職員に適用	・人事評価制度導入手法の検討 ・人事評価導入に伴う職員研修の実施	・導入（管理職対象） ・検討	・対象者拡大（全職員）	・継続実施		総務課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
	④職員の健康管理の充実、強化	労働安全衛生委員会を定期的に開催して、職場環境の改善、健康診断の事後指導などを行う。 職場巡視、メンタルヘルス対策を実施する。	H19年度 ・定期的開催 ・職場巡視の実施 ・メンタルヘルス対策の検討	・労働安全委員会で検討	・実施	・継続実施	・継続実施		総務課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
(5) 第3セクターの経営評価	①出資団体の情報公開の推進	(株)温泉町夢公社の営業報告及び決算報告を住民にわかりやすく公表する。	・継続して各決算期の営業報告及び決算報告を6月定例会で行う。	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施		商工観光課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
	②夢公社の経営見直し	自主事業の開発推進と町民の参画 ・町の株式51%保持の見直し、出資率を低下させることを検討する。	H22年度 ・現指定管理期間に検討	・検討	・検討	・検討	・検討		商工観光課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	

5 行政サービスの向上と新時代の行政の推進

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
(1) 生活者の視点に立った行政の運営	①利用しやすい役場づくり	住民主体の役場づくりを進めるため、住民の満足度を高める接遇に努め、利用しやすい快適な役場環境を実現する。 ・健康増進法に基づき、庁舎等多数の住民が利用する施設は完全分煙とする。 ・ローカウンターを設置するなどユニバーサルデザインで人にやさしい役場づくりを行う。 ・本庁舎の駐車スペース不足の解消を図る。 ・職員の意識改革を行い、住民の視点に立った質の高いサービスを提供する。 ・職員は4S（サービス、スマイル、スピード、システム）を実践する。満足度を高める接遇を行う。 ・ワンストップ、ノンストップサービスを推進する（職員が窓口まで出向いて対応するサービス、インターネットを活用したサービス提供）	H18年度 ・段階的实施 H19年度 ・完全分煙の実施	・分煙スペースの調査を実施 ・職員の駐車場割当の徹底。相乗りの奨励。	・完全分煙の実施（本庁舎、支所） ・分かりやすい庁舎案内表示 ・継続実施	・継続実施	・継続実施		総務課
				－（－）	318 (318)	10 (328)	－（328）	328 (974)	
				・接遇指導者研修に参加。職員研修を実施。 ・管理職会議、グループウェア公開羅針盤を通じて職員に情報を伝達し意識改革を図る。	・継続実施	・継続実施	・継続実施		
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	②窓口サービスの充実	各課の窓口業務等において、住民の視点に立った質の高いサービス提供を行う。 各課の窓口業務等の時間延長について、住民のニーズを費用対効果の観点から検討する。	H20年度 ・実施	諸証明書発行窓口の時間延長の検討 ・延長業務の内容 ・時差出勤等の勤務条件整備など	・検討 ・試行	・試行の検証 ・検討結果により実施	・継続実施		企画課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	③ごみの資源化、減量化	行政・事業者・住民が連携して役割を果たし、相互に協力していく。町広報、出前講座などあらゆる機会を捕らえ啓蒙する。	H21年度 ・ごみの排出量をH15年度に対し4％の削減	・実施（町広報、出前講座などあらゆる機会をとらえて啓蒙活動を行う）	・継続実施	・継続実施	・継続実施		町民課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	④環境に配慮した取り組み	ISOのノウハウを活用して実践を拡大する。	H21年度 削減量（17年度に対して） ・電気使用量 5％ ・用紙類使用量 20％ ・ごみ排出量 15％	・温泉地域のISO14001認証更新 ・ISO14001の取り組みを開始し、節電や物品の節約を実施	・浜坂地域へ取り組みを拡大 ・節電、節約等を徹底する。 ・削減量 電気使用量 2％ 用紙類使用量 5％ ごみ排出量 5％	・節電、節約等の取り組み継続実施 ・削減量 電気使用量 3％ 用紙類使用量 15％ ごみ排出量 10％	・節電、節約等の取り組み継続実施 ・削減量 電気使用量 5％ 用紙類使用量 20％ ごみ排出量 15％		総務課
				－（－）	281 (281)	251 (532)	208 (740)	740 (1,553)	
				⑤防災体制の整備	防災計画の策定と計画に沿った訓練を実施する。 ・防災計画の策定 ・総合防災訓練の実施 ・災害時要援護者の検討	H18年度 ・計画策定	・地域防災計画書の策定 ・洪水ハザードマップの域内への配布 ・中山間地孤立避難訓練	・自主防災組織の確立 ・地区別防災訓練の実施	
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
	⑥計画行政の推進	・情報化計画の策定	H18年度 ・計画策定	・計画策定	・見直し・改定	・見直し・改定	・見直し・改定		企画課
		・新温泉町総合計画の策定 体系表の柱を縦割りから、住民の目線に組替える。	H18年度 ・計画策定	・計画策定	・まちづくり委員会において、策定後の計画の進捗管理を実施する。	・継続実施	・継続実施		企画課
		・次世代育成支援行動計画の策定 次世代育成支援対策推進法に基づく自治体の行動計画。旧両町で平成16年度に策定されたが、新町に即した計画とするため、見直しを行う。 少子化に対し、次代を担う子どもが健全に生まれ、育成される環境整備を行うことを目的として事業実施関連計画を策定する。 母子保健「すこやか親子21」と一体的に策定する。	H18年度 ・計画策定 保育サービス等に国が定める特定14事業の事業量について数値で示す。	・各種団体の代表者を構成員とする策定委員会を設置する。 ・計画策定	・計画の進捗状況確認と事業評価	・継続実施	・計画の見直し ・後期 (H22～H26) 計画の策定		福祉課
		・健康増進計画「健康新温泉21」の策定 アンケート調査の実施 からだの健康、食の健康、こころの健康、たばこ、アルコール、歯の健康、生活習慣病の予防、母子の健康などについて町民行動指標を作成し、実践を行う。	H19年度 ・計画策定 ・アンケート結果により、5年後(H24年)の行動目標値を設定する。 ※生活習慣病については、医療費に占める割合を30%以下とする。	・計画策定開始 ・アンケート調査の実施	・計画策定	・行動指標に基づく実践	・継続実施		健康課
	⑦図書館のサービス向上	住民の利便性向上のため、移動図書館車の運行や図書館連携を進める。 ・決め細やかなサービス提供のため、移動図書館車の温泉地域への運行を拡大するとともに、年間通じて安定的な運行に努める。(冬季期間の安定運行) ・他図書館との連携体制を整備してサービス向上を図る。開館当初から行っている日本図書館協会を通じての図書の相互貸借を積極的に実施する。	H18年度 ・温泉地域への運行拡大 ・県内図書館との連携し、相互貸借を行う H20年度 ・移動図書館車の更新	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
				・移動図書館車を温泉地域へ運行拡大 ・継続して、図書館協会に加盟している鳥取県・市、県内図書館と書籍の貸借を行う	・継続実施 ・移動図書館車の更新に向けた検討	・継続実施 ・移動図書館車の更新(冬季に対応)	・継続実施		社会教育課
	⑧ゆめぐりエクスプレスの利用率の向上と利便性の充実	利用促進の一方策として、東浜居組道路の供用開始(平成20年秋)を目途に浜坂地域との接続を検討する。	平均乗車密度・・・5.0人	・検討	検討	検討結果により、実施	継続実施		企画課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
(2) 行政手続の簡素化と住民の利便性の向上	①行政手続の簡素化	住民の利便性の観点から、申請書・届書等の様式を見直し、添付書類の簡素化、押印の省略など行政手続の簡素化を行う(例規整備を含む)。	H18年度 ・検討、実施 H20年度 ・ダウンロード可能な全申請書等のHP掲載	・申請書、届書の洗い出し、様式内容、添付書類の要否についての検討 ・様式をダウンロード可能なものからHPに掲載	検討結果により、実施	継続実施	継続実施		企画課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
	②電子申請の検討	住民の利便性の観点から、来庁しなくても行政手続が行える電子申請について準備を進める。	H20年度 ・導入	・検討	・検討	・実施	・継続実施		総務課 関係課
				－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	

大綱重点項目	実施項目	実施概要	数値目標等	実施内容・効果額					主管課
				H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計	
(3) 電子自治体の推進	① 情報施設の地域間格差の解消	町民に対して均一に情報提供を行えるよう基盤整備を行い、サービスの向上と便利な生活環境の確保を実現する。 ・浜坂地域へのCATV網の延伸整備	H18年度 ・基本計画の策定 H20～21年度 ・実施	・基本計画の策定	・住民周知、準備	・実施	・継続実施		企画課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
		・携帯電話不通話地域の解消を図る。 (久斗山、藤尾、赤崎・和田、熊谷、伊角、指杭、霧滝)	H18年度 ・要望実施	・継続して要望	・久斗山、藤尾、赤崎・和田の解消 ・継続して要望	・継続して要望	・継続して要望		企画課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	② 庁内の情報化と情報管理の徹底	グループウェアを有効活用して、職員間の情報の共有を行い、事務の迅速化、効率化を進める。 (H17年度 グループウェア稼動)	H18年度 ・段階的拡充	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施		総務課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
		庁内IT推進委員会を設置し、セキュリティポリシーを策定する。 ・危機管理体制の整備 ・個人情報を保護するため、情報の持ち出し禁止(USBメモリ、FD等)など情報管理を徹底する。	H20年度 ・セキュリティポリシーの策定	・セキュリティポリシーの策定検討	・セキュリティポリシーの策定準備	・危機・情報管理のポリシーの策定 ・継続実施と見直し	・継続実施と見直し		総務課
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
(4) よりよい子育て・子どもの育つ環境づくり	① 保育内容の充実	保育園、ゆめっこランドにおける保育、教育の検証を行い、保護者のニーズに対応するとともによりよい保育を実施する。 ・ゆめっこランド開園2年の検証と保育の充実 ・延長保育の充実 (現状、浜坂、大庭は平日午後7時まで、居組、赤崎、御火浦は午後6時まで、ゆめっこは、週日午後8時まで)	H18年度 ・浜坂、大庭保育園 土曜日午後4時まで延長	[ゆめっこ] ・4歳児の幼保混合保育の実施	[ゆめっこ] ・幼稚園における預り保育の検討 ・保護者アンケートの実施 ・内部評価委員会の設置 [延長保育] ・継続実施	[ゆめっこ] ・継続実施	[ゆめっこ] ・継続実施		福祉課
				[延長保育] ・浜坂、大庭は土曜日午後4時まで延長		[延長保育] ・継続実施	[延長保育] ・継続実施		
				－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
	② 保育所の再編整備	保育所と幼稚園の機能の違いを重視し、その特色を活かすとともに地域の特性を踏まえ、子どもと保護者の立場にたって乳幼児の育成環境の整備を行う。 ・浜坂地域の2へき地保育所の再編 ・浜坂地域の保育所、幼稚園の一元化・一体化・子ども園化を検討する。	H19年度 ・御火浦へき地保育所の休園、大庭保育所との再編 H21年度 ・浜坂地域の幼稚園、保育園の一元化等の方針決定	[再編] ・地域住民と保護者の合意を得る。	[再編] ・御火浦へき地保育所の休園、大庭保育所との再編 (浜坂地域 5園→4園) [一元化等] ・継続して検討	[再編] ・検討	[再編] [一元化等] ・施設等の整備		福祉課
				[一元化等] ・次世代育成支援行動計画策定委員会で検討		[一元化等] ・住民、保護者への周知説明、合意形成		－（－）	
	③ 小学校の再編整備	温泉地域のよりよい教育環境の実現に向けた検討を行う。	H18年度 ・教育委員会で検討 H19年度 ・調査、検討 H20年度 ・方針の決定	・教育委員会での検討	・調査、検討 ・住民意向調査 ・庁内検討委員会の設置	・方針の決定	・方針により準備		学校教育課
								－（－）	